



Lions Clubs International
FOUNDATION

ライオンズクラブ国際財団

人道支援マッチング交付金申請書



資金援助の優先事項と使命声明文

人道支援マッチング交付金は、世界中の極めて重要かつ多種多様な人道的・社会的ニーズに取り組むライオンズ主導の人道奉仕事業の確立または拡大を支援するための資金を提供するものです。人道奉仕事業は慈善を本来の目的とするもので、政府や他の財源による対応が十分ではない切実な医療・福祉ニーズを満たす取り組みが含まれます。LCIFでは、そうした事業で必要とされる設備およびインフラに対して優先的に資金を提供します。

交付金の事業案はすべて、「ライオンズクラブ、ボランティア、そしてパートナーが、世界中の人々の暮らしに影響を及ぼす人道奉仕と交付金を通じて、健康と福祉を改善し、地域社会を強化し、恵まれない人々に支援を提供するとともに、平和と国際理解を促進できるよう、力を与えること」というLCIFの使命に沿った、人道的な性質のものであるべきです。



ガイドライン

人道支援マッチング交付金は、1万ドルを最小金額として、15万ドルを上限に交付されます。発展途上国の場合には、総事業予算の75%までを申請できます。先進国の場合には、総事業予算の50%までを申請できます（「人道支援マッチング交付金基準」の5.を参照）。

LCIF理事会では、交付の対象となるすべての人道支援マッチング交付金申請書を、年に3回審査します。申請期限は2月1日、5月1日、10月1日です。

以下の要素を含む申請が優先されます：

- ✓ 重要な人道的ニーズに取り組むもの
- ✓ 一つのクラブが単独で手がけるには規模が大きすぎる取り組みを支援するもの
- ✓ 長期に及ぶメリットもたらすもの
- ✓ 多くの人々や広い地域に奉仕するもの
- ✓ ライオンズの労力奉仕を伴うもの
- ✓ ライオンズと事業の密接な結び付きが明確にわかるもの
- ✓ 現地のライオンズクラブが相当額の資金を調達するもの
- ✓ リスクにさらされ弱い立場にある人々の暮らしを改善するもの
- ✓ 地域社会や地域においてライオンズの存在を際立たせるもの

事業例には以下が含まれますが、これらに限定されません。

- 学校、孤児院、児童養護施設など、発展途上国における青少年の生活に影響を及ぼす事業
- 身体のリハビリテーションや、障害者の具体的な教育ニーズを満たすために役立つ施設・設備の提供など、障害者の生活に影響を及ぼす事業
- 慈善目的または非営利の医療施設の拡張や設備拡充など、地域社会において医療へのアクセスを強化し、医療提供を改善する事業
- 介護施設、ホスピス、高齢者施設、フードバンク、発展途上国における上水道・衛生設備の拡張など、リスクにさらされ弱い立場にある地域住民のニーズに対応する事業
- 自然災害に見舞われ、LCIFから得られる他のすべての資金（例えば大災害援助交付金や用途指定交付金）が使い果たされた後で、損傷または崩壊した重要な公共・地域施設の再建などの長期的な災害復興を支援する事業



交付の対象とならない事業：

- x 申請額が1万ドルに満たない、または15万ドルを超えるもの
- x 個人への援助
- x 政府または他の機関の資金で行われることが適切なもの
- x 運営費および/または管理費
- x 借金の返済、または基金を含む準備金の設置を目的とするもの
- x 地域社会の「美化」事業：公園、スイミングプール、遊び場、記念碑、記念館、庭園、競技場
- x ライオンズクラブの例会用施設やクラブハウス
- x 単一クラブの事業（交付金の申請には二つ以上のクラブの関与が必要）
- x 科学的研究
- x 住宅建設
- x 土地や建物の購入
- x 給料、報酬、奨学金、謝礼金
- x コミュニティセンター/多目的施設
- x ライオンズの事業であることおよびその関与の明示が欠けている事業
- x 消耗品および輸送費

1. 人道支援マッチング交付金を申請できるのは誰ですか？

人道支援マッチング交付金を申請できるのは、ライオンズ地区および複合地区です。

2. すでに始まっている事業や完了した事業は、資金援助の対象になりますか？

いかなる場合にも、人道支援マッチング交付金を利用できるのはまだ開始されていない事業のみです。LCIFに資金援助を申請する事業がすでに開始していたり、完了している場合には、審査の対象とはなりません。交付金は払い戻しの形では提供されません。人道支援マッチング交付金の申請に当たっては、事業の開始日と完了日はもとより、年に3回開催され、人道支援マッチング交付金申請に関する決定が下されるLCIF理事会会議の時期も考慮に入れることが重要です。

3. 見積書とは何ですか？

見積書とは、費用の見積もりまたは提示価格を記載した文書で、機器等の購入先となる製造業者または供給業者や、事業で作業を行なう建設業者から入手する必要があります。申請書提出時にこの書類が必要です。

4. 現地マッチング資金の必要な人道支援マッチング交付金事業に対して、資金を提供しなければならないクラブの数はいくつですか？

少なくとも二つのクラブが、現地マッチング資金を確保および/または調達することにより、相当額の事業資金を負担しなければなりません。理想的には、さらに多くのクラブが交付金事業の開発と実施に関与することです。

5. 現物寄付は、現地マッチング資金として認められますか？

交付金を申請する地区または複合地区は、現地マッチング資金を現金の形で調達する必要があります。

現物寄付もありがたくはありますが、現地ライオンズの調達分としては認められません。また、事業へのライオンズの労力奉仕時間も、金銭価値に換算することはできません。現地マッチング資金は、LCIFが資金提供を求められている事業のために、新たに集められた資金でなければなりません。

6. 交付金には最小申請額および/または最大申請額がありますか？

申請できる最小交付金額は1万ドル、最大交付金額は15万ドルです。発展途上国の場合、総事業費の75% (15万ドルが上限) を申請することができ、先進国の場合には、総事業費の50% (15万ドルが上限) を申請することができます。

7. 地区または複合地区が一度に申請できる人道支援マッチング交付金は何件ですか？

どの時点においても、地区または複合地区が進められる人道支援マッチング交付金事業は2件までです。これは、承認済みであること、または審査の過程にあることを意味します。承認された交付金事業が、条件を満たす最終報告書の提出により完了すれば、新たに申請書を提出できます。

8. 申請期限はいつですか？

申請書の審査は、年に3回(8月、1月、5月)開催されるLCIF理事会会議で行われます。申請期限は2月1日、5月1日、10月1日です。申請書は、申請締切日より十分に前もって提出することが推奨されています。不備のある申請書や、詳細が明確になるまでに追加の時間を要する申請書は、審査が後の理事会会議まで延期される場合もあります。

9. 申請書がLCIFに提出されてからのプロセスはどのようなものですか？

LCIFより、申請書の受領をEメールまたは手紙でお知らせします。LCIFからのこの通信物には、受領日、予備審査(適格性を見極めるため)を行なうLCIF地域担当プログラムスペシャリストの氏名、申請を追跡するための交付金番号が記載されています。担当のスペシャリストは、事業の目標や目的を明確にするために質問があれば、地区または複合地区に連絡します。スペシャリストが申請と事業の適格性を判断する作業を進める中で、複数の疑問が生じるかもしれません。

ライオンズは、交付金の基準により厳密に沿ったものとなるよう、事業案の変更を求められる場合があります。また、返答の期限を指定されることもあります。不備のない適格な申請書のみが、LCIF理事会に提出されて審査を受けることができます。

10. 理事会はどのような決定を下す可能性がありますか？

理事会は交付金を承認（申請額を全額、または減額して）、保留（追加情報や修正が必要なため）、または却下する可能性があります。保留とされる申請は、決定を下すには追加情報が必要とされるものであり、承認されたわけでも、却下されたわけでもありません。

11. 交付金が承認された場合、交付金が下りるまでにどれくらいかかりますか？

交付金は多くの場合、条件付きで承認されます。人道支援マッチング交付金の主な条件としては以下が挙げられます。1) 必要な現地マッチング資金を調達したことを証明すること、および 2) 交付金承諾書に署名をしてLCIFに提出すること。その他に、理事会で適切とみなす条件が設けられる場合もあります。LCIFは、交付金のすべての条件が完全に満たされるまで、交付金を支給しません。ライオンズが必要な現地マッチング資金を集める期間は、交付金承認日から6カ月間です。必要な情報がすべて提出されたら、交付金は14営業日以内にお支払いできます。

12. 承認された交付金の管理責任者は誰ですか？

交付金に対する責任は交付金を受けた地区または複合地区が負い、交付金承認の時点で職にあった地区ガバナー（地区レベルの交付金）または協議会議長（複合地区レベルの交付金）が、交付金管理責任者とみなされます。交付金管理責任者には、交付金が理事会に承認された目的で適正に利用されるようにする責任があります。また、交付金事業の完了に伴い、LCIFが最終報告書を遅滞なく受け取るようにする責任も負います。

人道支援マッチング交付金基準

1. 事業は、数多くの人々、また理想的には地域社会全体に役立ち、LCIFによる資金援助がもたらす慈善活動のインパクトを最大限に高めるものでなければならない。さらに、社会において最も援助が必要とされている分野に役立ち、資金の必要性が明らかな事業が優先される。
2. 交付金の対象として考慮されるのは、交付金を申請するライオンズ地区または複合地区と事業に参加するクラブの財源および資金調達能力を超える事業である。単一のクラブによる事業は対象とならない。少なくとも二つのクラブが、事業の資金援助に関与しなければならない。地区または複合地区による資金面での関与は、個々のクラブのすべてを代表するものとみなされる。
3. 交付金の事業案は、すべてのライオンズ地区（単一、準、または複合）が提出できる。単一または準地区が申請する場合には、現職の地区ガバナーが申請書に署名し、地区キャビネットが決議によってそれを承認しなければならない。複合地区が申請する場合には、協議会議長が申請書に署名し、協議会が決議によってそれを承認するものとする。申請書が承認された適切なキャビネット会議または協議会会議の議事録が、申請書とともに提出されなければならない。
4. 申請できる交付金額は最大15万ドル、最小1万ドルである。申請が承認されても、承認された事業予算に基づき、必要な現地マッチング資金が調達されるまで交付金は支給されない。
5. 先進国の場合、申請できる交付金額は事業予算の50%までである。発展途上国の場合には、75%までの資金援助を申請することができるものとする。申請書を提出する地区または複合地区に基づいて、拠出すべき資金の最低額が決定される。（注：申請できる交付金額は最大15万ドル。）
6. 事業に対するライオンズの関与とその明示に加えて、交付金を申請するライオンズ地区または複合地区と事業に参加するクラブは、その事業に対する相当額の資金提供を約束しなければならない。事業に関与するクラブは、現地マッチング資金として同等の金額を負担する必要はないが、その事業の資金を主に一つのクラブが負担しているわけではないことを示すに足る額を拠出すべきである。現地マッチング資金の少なくとも半分は、交付金申請書を提出するライオンズが確保および/または調達しなければならない。（注：一つのライオンズクラブのみが資金援助をする事業は、交付の対象とならない）

7. どの時点においても、申請中および/または承認済みの人道支援マッチング交付金事業の件数は、地区につき2件までに限られる。複数国で構成される地区の場合には、個々の国に、手続き中の申請または進行中の事業が2件まで認められる。LCIFが地区または国に対する2件目の交付金の提供を検討する際には、LCIFの資金援助を受けて行われている現行の事業の進捗状況を考慮する。
8. いかなる場合にも、ある一つの事業に対して継続的に交付金が提供されることはない*。人道支援マッチング交付金を受ける事業または施設は、最終報告書提出後1年の期間を置かなければ、新たな交付金を申請することができない。以前に交付金を受けた同じ事業に対して申請する場合には、その事業が目的を果たしたことが条件である。

*複数の地区が関わる大規模な事業はこの要件の例外となる。この場合、事業に参加する各地区が、事業全体の中で地区が関わる個別の要素に対する交付金申請書を提出することができる。このような複数の申請は個別の事情に応じて検討され、一つの交付対象事業に関してどの時点においても最大3件の人道支援マッチング交付金申請が受け付けられる。申請においては、対象となる事業とのこれまでの重要な関係性を示す必要がある。

9. 交付金の申請に当たっては、事業に協力するすべてのパートナーから、支援を表明する旨の署名付きの文書を入手の上、添付すべきである。この文書では、提案されている事業に協力するパートナーの役割を説明するとともに、その支援の性質（資源、人員、現金、物品、その他）を明記するものとする。
10. 多くの保健医療事業が検討の対象となるが、新しい病院施設/診療所を建設するための交付金申請は、個別の事情に応じて検討される。ニーズ、正当性、持続可能性を見極めるため、さらなる評価が必要とされる。既存の医療施設の改善や拡張を目的とした事業が優先される。
11. 人道支援マッチング交付金は、LCIFの他の交付金プログラムを活用することが適切な事業に対しては交付されない。LCIFの他のプログラムに関する情報は、www.lcif.orgに掲載されている。また、LCIFに連絡して入手することもできる。
12. 図書館、コミュニティセンター、スイミングプール、競技場、公園の設立など、地域づくり型の事業に対しては、交付金を申請することはできない。
13. 日常的なメンテナンスに充てる資金を求める交付金申請は、個別の事情に応じて検討される。交付金は通常、新たな政府規制に適合させるための増改築には利用できない。
14. 職業訓練施設への資金援助については、LCIFに関して定められた人道的優先事項との目的の適合性が高く、知的および身体障害者の訓練・雇用ニーズを焦点に成功を収めてきた実績を持つ確立された事業が優先される。その他のリスクにさらされている、または弱い立場にある集団を対象とする職業訓練事業への資金援助については、雇用につながる効果的な訓練の実績を持つ強力な実施パートナーが存在し、かつ既存の持続可能で効果が実証されている職業訓練プログラムを拡張する事業であることを条件に、個別の事情に応じて検討される場合がある。
15. LCIF理事会会議は年3回開催される。その開催時期は、8月、1月、5月である。申請期限は2月1日、5月1日、10月1日である。交付金申請書がLCIF理事会の審査を受けるには、LCIF理事会会議の90日前までに、不備のない状態でLCIFに提出されなければならない。追加情報を求められる場合が多いため、申請書は締切日に十分に先立って提出することが推奨される。注：不備のある申請書や、詳細が明確になるまでに追加の時間を要する申請書は、審査が後の理事会会議まで延期される場合もある。

人道支援マッチング交付金規定

1. LCIFの資金援助を求める事業は、ライオンズの事業であることが明確に認識できるとともに、現地ライオンズが継続的に関与するものでなければならない。優先される事業は、ライオンズがボランティア奉仕を提供するとともに、従来から支援してきた実績があり、事業および/または関連施設の運営に資する明確に認識可能な役割を持つものである。
2. 各交付金申請は、事業自体の利点と、LCIF理事会が定める基準とLCIFの人的資金援助の優先事項を満たしている程度のみに基づき評価される。
3. LCIF人道支援マッチング交付金は、初期の開発（計画）段階にある事業を対象とするものである。LCIFが資金提供を求められる事業は、すでに開始されてはならない。これは、LCIFが決定を下す前に、賃借、ローン、または手付金によって部分的に確保され、あるいは取得された設備についても当てはまる。さらに、完了した事業は資金援助の対象とはならず、また交付金は借金の返済、準備金の設置、または交付金の承認に先立って生じた事業費の払い戻しに使用してはならない。払い戻しとして資金援助を申請する事業は対象から除外される。
4. LCIFに提出される申請書には、交付金事業の受益者となる単一の組織、法人、プログラム、または団体が明記されていなければならない。複数の受益組織を支援する事業を提案する申請は対象から除外される。
5. 申請地区外/国外で事業を実施しようとする地区または複合地区からの申請は、個別の事情に応じて検討される。交付金事業が申請地区の国外で行われる場合には、その事業は現地ライオンズ地区の承認を得るものとし、彼らが積極的に関与することが望ましい。クラブがあっても地区が編成されていない国については、事業実施地に最も近いクラブがその事業を承認する必要がある。いかなる場合にも、事業における現地ライオンズの役割に関する詳細な情報がLCIFに提供される必要がある。現時点でクラブが存在しない国々では、申請を行うライオンズ地区は、その事業を適切に監督、評価、および報告する能力があることを証明できなければならない。地区未編成地域からの交付金申請は、個別の事情に応じて、かつ国際協会の組織構成に従って検討される。
6. 交付金を申請するには、該当する交付金申請書に必要事項を漏れなく記入することにより、事業案を提出しなければならない。事業予算は、事業の収入源と支出項目がすべて明記され、収入額と支出額が一致していなければならない。不備のある申請書や他の形式によって提出された事業案は、検討の対象とはならない。
7. 申請者が、申請に関するLCIFからの連絡に対して120日以内に返答しなかった場合には、その申請書は取り下げられたものとみなされる。再提出が必要となる場合がある。
8. 以前に却下または取り下げられた申請書については、却下/取り下げの理由に応じて内容を修正した場合にのみ、再提出することができる。
9. 現地マッチング資金は現金のみとする。土地、労働力、資材等の現物寄付は、交付金事業案の強みとなるので、事業を説明する際に強調されるべきではあるが、LCIFの交付金に対するマッチング資金の一部として予算に含めることはできない。また、現地マッチング資金は、提案されている事業のために直ちに使用できるか、拠出が誓約されている現金でなければならない。
10. 該当する場合には、申請書をLCIF理事会または他の承認機関による検討に付する前に、交付金申請に必要な現地マッチング資金の半分以上が集まっていることが確認されるものとする。資金が集まっていることを裏付ける最新の銀行取引明細書が提出されなければならない。承認の検討に先立ち集められているべき現地マッチング資金に関して独自の具体的なガイドラインが設けられている交付金プログラムにおいては、そのガイドラインに従う。
11. 申請者は、交付金承認日から6カ月以内に、現地マッチング資金を調達・確保しなければならない。注：LCIFは、現地マッチング資金が調達され、事業の実施に直ちに使用できるようになるまで、交付金を支給しない。交付金の対象として承認された事業は、妥当な期間内に実施されるものとし、交付金承認日より2年以内に完了しなければならない。期間延長は、個別の事情に応じて認められる場合がある。LCIFは、申請者と十分に協議した上で、この2年の期間内に開始されない、または十分な進捗が見られない事業に対する交付金を取り消す権限を有する。交付金が取り消された場合、適切な文書記録のない支出金はすべて、LCIFに返還されるものとする。

12. 承認された交付金は、交付金承諾書に記載された適切なライオンズ受給者(地区、複合地区)を受取人として支払われる。交付金承認時の地区ガバナーまたは複合地区協議会議長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。クラブレベルの交付金の場合には、交付金承認時のクラブ会長が、事業実施期間中の交付金管理責任者を務めるものとする。交付金管理責任者は、LCIF交付金を事業のために使用し、使途を説明する責任を負う。事業が新会計年度に持ち越される場合には、交付金管理責任者は、その年度の地区キャビネットまたは複合地区協議会に、LCIFに提出した事業の経過報告書および最終報告書の写しを提出しなければならない。LCIFは、必要に応じて交付金管理責任者および事業委員長を交代させる権限を有する。複数国で構成される地区および地区未編成地域の交付金管理責任者と事業委員長は、個別の事情に応じて選出される。
13. ライオンズクラブの会員またはその家族は、LCIF交付金の結果として個人的または職業的な恩恵を受けたり、LCIFの援助を受ける事業から独占的な利益を受けたりしてはならない。寄付者および一般人に対するLCIFの説明責任を踏まえ、交付金受給者は、交付金支出を許可する署名権限のある交付金管理責任者、事業委員長、その他の個人が、本交付金の適用および遂行と相反する可能性のある、または相反するよう見える個人的、財政的、または職業的な利益を持つことのないよう、妥当な措置をすべて取らなければならない。利益相反がある、またはあるよう見える場合には、直ちにそのことをLCIFに開示しなければならない。
14. 受給者は、本事業においてはライオンズ・インターナショナルが、その財団であるライオンズクラブ国際財団(LCIF)による支援を通して、役割を果たしたことを認識するものとする。事業が有形物を伴う場合には、「本事業はライオンズ・インターナショナルおよびその財団であるライオンズクラブ国際財団の協力を得て実現した」といった文言が刻まれた銘板や標識を、目立つ形で取り付ける必要がある。また、あらゆる広報関連資料においても同様に、本事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与に言及しなければならない。最終報告書提出時には、事業に対するライオンズ・インターナショナルとLCIFの関与が明示されていることを立証するものを合わせて提出しなければならない。この交付金を理由に取材を受けた場合には、その報道記事のコピーを交付金活動の記録の一部としてLCIFに提出する必要がある。
15. 交付金受給者は、事業完了後、事業の成果およびLCIF交付金の正確な使途を詳記した綿密な報告書を提出する責任を負う(報告用紙は交付金提供時の通知に添えて送付される)。完了した事業の報告書の提出を怠った交付金受給者は、以後さらなる交付金を受け取る資格を失うことになる。
16. 交付金受給者に影響を及ぼす為替レートまたは事業経費の変動にはLCIFの制御は及ばない。LCIFは、交付金受給者に別段または追加の援助を提供する義務を負わない。
17. LCIFは、LCIF交付金が使われた可能性のあるいかなる施設または設備についても、その所有権を一切放棄するとともに、すべての責任を否認する。LCIF交付金が使われた施設または設備の譲渡または売却を希望する場合には、交付金受給者はLCIFにその旨連絡し、かかる譲渡または売却によって恩恵を受ける対象者について、LCIF職員に相談するものとする。LCIFから書面による明確な承認がない限り、LCIF交付金が使われた施設または設備はすべて、交付金承諾書原本に記載の目的および規定ならびにLCIFの方針に従い、各地域で慈善を唯一の目的として当該施設または設備を使用し続けていく適切な慈善団体に対してのみ、譲渡または売却されなければならない。さらに、かかる施設または設備の譲渡あるいは売却によって得られた資金はすべて、各地域で慈善を唯一の目的として使用されなければならない。個人または慈善を目的としない団体に私的分配や私益をもたらすことがあってはならない。
18. 交付金申請書において医療施設への支援を要請する場合には、貧困者や無保険者を支援してきた実績のある非営利または公共施設に対するものに限り、検討の対象となる。
19. 車両購入に対する資金援助を行う交付金プログラムにおいては、交付金申請者は、1件の交付金申請につき1台を超える車両への支援を求めないものとする。1台を超える車両購入への支援を求める交付金申請については、審査プロセスにおいてさらに厳密な精査が行われ、複数の車両購入を正当化する説明が必要となる。さらにLCIFとしては、車両購入が唯一の主な事業経費ではない申請が望ましいが、入念に設計された事業においては車両購入が唯一の主要事業経費となる場合もあることを認める。

人道支援マッチング交付金申請書

人道支援マッチング交付金の基準および規定を確認した上で、申請書を作成してください。審査の対象となるかをLCIFが判断できるよう、下記の情報をもれなくご提出いただく必要があります。申請書は、予定されている各LCIF理事会会議の90日前までに届いている必要があります。これらの会議は、毎年8月、1月、5月に開催されます。申請期限は2月1日、5月1日、10月1日です。

LCIF理事会および職員は、必要に応じて追加の関連情報を要請する権限を有します。

LCIFは、申請書の受領をEメールでお知らせします。このEメールでは交付金番号も通知しますので、申請についてLCIFに連絡する際にご使用ください。他の機関の書式や、一般的な資金獲得キャンペーン用に作成されたパワーポイント・スライドの形で申請を寄せられても、受け付けられませんのでご了承ください。

人道支援マッチング交付金の基準と申請プロセスに関するご質問は、LCIFグローバル交付金部 (LCIFGlobalGrants@lionsclubs.org) までお寄せください。

日付: _____

事業名: _____

LCIFに対する申請額(米ドル): _____

事業の説明、目標および目的

1. 問題の特定、および事業を行うことの正当性。以下について説明してください。
 - a. 取り組もうとしている具体的な問題。
 - b. 事業を行なう理由とその正当性の詳しい説明。
 - c. 達成しようとしている目標および目的。
 - d. 社会・経済的データを含む、対象となる地理的地域と地域社会。
 - e. この事業の直接的な受益者数(年間)。
2. 事業の戦略と行動計画。以下の情報をご記入ください。
 - a. この事業の目的がどのように達成されるか、詳しい計画をご記入ください。
 - b. より多くの人々に手を差し伸べるための奉仕の拡大が目標である場合には、これまでの受益者数を教えてください。
 - c. この事業に参加する他の組織がある場合には、その背景情報と支援者としての役割に関する説明をご記入ください。事業への関与を裏付ける組織からの同意書を添付してください。
 - d. 事業の実施から完了までのスケジュール(主な節目を含む)をご記入ください。
 - e. 計画が永続的な建物を建設することであれば、建物の大きさや設備について詳しく説明し、設計図、写真、建設費用の見積額、土地の所有権を立証する書類も申請書に添えてください。
 - f. 資本設備や同様の物品を購入する場合には、使用方法を説明してください。購入予定のすべての物品に関する製品カタログ、見積書、供給業者の提示価格を添える必要があります。
3. 事業が今後どのように持続されるかをご説明ください。運営費、維持費、管理費を誰が負担するかをご説明ください。運営にかかわる収支の概要を含む、5年間の財務計画を詳しくご説明ください。
4. 提案されている事業にライオンズがどのように関与していくかをご説明ください。
 - a. ライオンズの役割と責任を説明してください。ライオンズの関与についての関連の経緯を含めてください。
 - b. LCIFからの支援終了後、ライオンズがどのように関与を続けていく計画かを概説してください。
 - c. ライオンズが支援する事業であることを明示し、PRする方法をご記入ください。
 - d. LCIFの支援と関与を明示するための計画をご説明ください。この事業の広報資料やメディアでは、LCIFと現地ライオンズの支援と関与が明示されている必要があります。

事業予算

下記の形式を使って、事業全体の予算の内訳をご記入ください。

1. 収入額と支出額は一致していなければなりません。
2. 使用される通貨と米ドルに対する為替レートをご記入ください。
3. 収入欄には、すべての資金源を個別に列記し、それぞれの拠出額を明記してください。承認に先立ち、現地マッチング資金の半分以上が集まっていなければなりません。
4. 財源ごとに状況(誓約、徴収済み、または見込み)を書き添えてください。「誓約」および「見込み」と記されている額については、その資金を事業に利用できるようになる日を記載してください。
5. 支出欄には経費を項目別に列記してください。雑費および予備費は認められません。

使用通貨: _____

米ドルに対する為替レート: _____

収入				支出			
資金源	金額	状況	備考	経費項目	金額	経費に関する説明	
ライオンズ				1			
				2			
パートナー				3			
				4			
LCIF		見込み		5			
				6			
合計	\$0.00				合計	\$0.00	

主な連絡窓口

この申請に関する今後の通信物の写しを受け取るべきライオンズおよび非ライオンズ全員の連絡先情報を提供してください。これには、現職のライオンズリーダー、事業コーディネーターのほか、現職の複合地区/地区LCIFコーディネーターも含める必要があります。写しを受け取るべき全員の氏名、役職、住所、電話番号、Eメールアドレスを記載してください。

申請書の承認

1. 各交付金申請書には、キャビネットまたは協議会が承認したことの証明が含まれていなければなりません。申請書が承認されたキャビネット(単一または準地区)会議または協議会(複合地区)会議の議事録を1部提出してください。
2. 単一地区および準地区が申請する場合、**申請書には地区ガバナーの署名のみが必要です。**
3. 複合地区が申請する場合、**申請書には協議会議長の署名のみが必要です。**

地区ガバナーの承認(単一地区および準地区レベルの交付金申請書)

ここに、私がLCIF人道支援マッチング交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

地区ガバナー氏名

地区名

住所

電話番号

FAX番号

Eメール

署名

日付

協議会議長の承認(複合地区レベルの交付金申請書)

ここに、私がLCIF人道支援マッチング交付金の交付基準と交付金申請書を確認したことを証明します。私の知る限り、ここに提示された情報は正確であり、記述された通りの必要が存在します。私は、本申請書を承認するとともに、資金が交付された場合には、交付金管理責任者として、確実にその資金が適正かつ効果的に使用され、正当な会計処理、ならびにライオンズクラブ国際財団への定期的な報告が行われるよう、全力を尽くします。

協議会議長氏名

複合地区名

住所

電話番号

FAX番号

Eメール

署名

日付

申請書提出前の確認事項

人道支援マッチング交付金申請書を提出する前に、下記の確認事項に目を通し、申請書に不備がなく、LCIFに提出する準備が整っていることを確認してください。

- ✓ 申請書に記載されているすべての質問に詳しく答えた。
- ✓ 地区キャビネット会議（地区レベルの申請の場合）または複合地区協議会会議（複合地区レベルの申請の場合）の議事録が添えられている。
- ✓ 現職地区ガバナー（地区レベルの申請の場合）または現職複合地区協議会議長（複合地区レベルの申請の場合）による承認の署名が付されている。
- ✓ 提出する必要がある、下記の補足書類が含まれている。
 - 建築事業の場合、設計図、見積書、土地所有権を証明する書類
 - 設備を購入する事業の場合、購入予定のすべての物品に関する製品カタログ、見積書、供給業者の提示価格
 - 拡張および改修事業の場合には、現状を撮影した写真
 - 事業の将来の収入および運営費を概説した5年間の財務計画
 - 事業における役割を概説したパートナー組織からの覚書または書状
- ✓ LCIFに提出する前に、申請書類一式を保管用に複写した。

申請書の提出

申請書は、直接LCIFグローバル交付金部に提出しなければなりません。申請書が他の課を通して提出された場合には、申請期限を過ぎてからLCIFに届き、審査プロセスが遅れる原因になりかねないことをご了承ください。2週間以内に返答が得られない場合には、ご連絡の上、申請書が受理されたかをご確認ください。

記入済みの申請書と必要な補足書類は、郵送でもEメールでも受け付けておりますが、可能であればEメールでご提出ください。1部のみ下記宛てにお送りください。郵送でご提出の場合には、信頼のおける国際宅配便（DHL、FedExなど）をご利用ください。万一郵送中に紛失事故が生じても、追跡が可能となるはずです。

Lions Clubs International Foundation | Global Grants Division | 300 W. 22nd Street | Oak Brook, IL 60532-8842

会則地域1 (米国) – USAGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域2 (カナダ) – CANADAGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域3 (中南米・カリブ海諸島) – LATAMGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域4 (ヨーロッパ) – EUROPEGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域5 (東洋東南アジア) – OSEALGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域6 (インド、南アジア、中東) – ISAMEGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域7 (オーストラリア、ニュージーランド、インドネシア) – ANZIGlobalGrants@lionsclubs.org

会則地域8 (アフリカ) – AFRICAGlobalGrants@lionsclubs.org

